

食安輸発0124第1号  
平成26年1月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産ハスの種子及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年1月21日付け食安輸発0121第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産ハスの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者へ周知方よろしく申し上げます。

記

別表1 中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ハスの種子及びその加工品 (ハスの種子を30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。